

兵庫県特定外来生物対策本部 丹波地域部会 設置要綱 案

(設置)

第1条 加古川、由良川、武庫川の3つの河川の源流部に位置する丹波地域は「源流の里」と呼ばれ、貴重な動植物が数多く生息する豊かな自然環境、生物多様性が保たれている。丹波地域において、兵庫県特定外来生物対策丹波地域部会（以下「地域部会」という。）を設置することにより、特定外来生物の早期発見やその被害拡大防止を行うことで、丹波地域の豊かで美しい自然環境を守り、生物多様性の保全を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 地域部会は、地域内における次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定外来生物対策の企画・調整に関すること。
 - ① 自然環境、生物多様性への影響の把握
 - ② 特定外来生物対策における目標の設定
- (2) 特定外来生物対策の推進に関すること。
 - ① 地域におけるパトロール・研修の実施
 - ② 特定外来生物防除活動の実施
 - ③ 地域における普及啓発
- (3) その他特定外来生物対策、生物多様性保全に関すること。

(組織)

第3条 地域部会に、部会長、副部会長、構成員、準構成員、オブザーバーを置き、別表第1に掲げるものをもって組織する。

- 2 部会長は地域部会を総括し、地域部会会議を招集する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(地域部会会議)

第4条 地域部会会議は、部会長、副部会長、構成員で構成する。

- 2 地域部会会議は、必要に応じて随時開催する（原則オンライン機能を用いて実施）。
- 3 構成員が地域部会に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 地域部会会議に必要があるときは、特定の準構成員、オブザーバーの出席を求めるものとする。

(事務局)

第5条 地域部会の事務局は、丹波県民局県民躍動室環境課に置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長を置く。
- 3 前項に規定する事務局長、事務局次長は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(研修)

第6条 事務局は、組織の素質向上のため、必要に応じて以下の研修を実施する。

- (1) 特定外来生物勉強会及び情報共有機能勉強会
- (2) 専門家指導による合同パトロール

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）兵庫県特定外来生物対策本部 丹波地域部会の組織

部会長	丹波県民局長
副部会長	丹波県民局 副局長
構成員	丹波県民局 県民躍動室長 丹波農林振興事務所長 丹波農業改良普及センター所長 篠山土地改良事務所長 丹波土木事務所長 環境部自然鳥獣共生課長
構成員	丹波県民局 県民躍動室職員 丹波農林振興事務所職員 丹波土木事務所職員
オブザーバー	丹波篠山市 丹波市 専門家等 丹波地域環境パートナーシップ会議 ひょうご環境保全連絡会丹波支部

別表第2（第5条関係）兵庫県特定外来生物対策本部 丹波地域部会事務局の構成員

事務局長	丹波県民局 副局長
事務局次長	丹波県民局 県民躍動室室長補佐兼環境課長